

4) 猫の消化器官

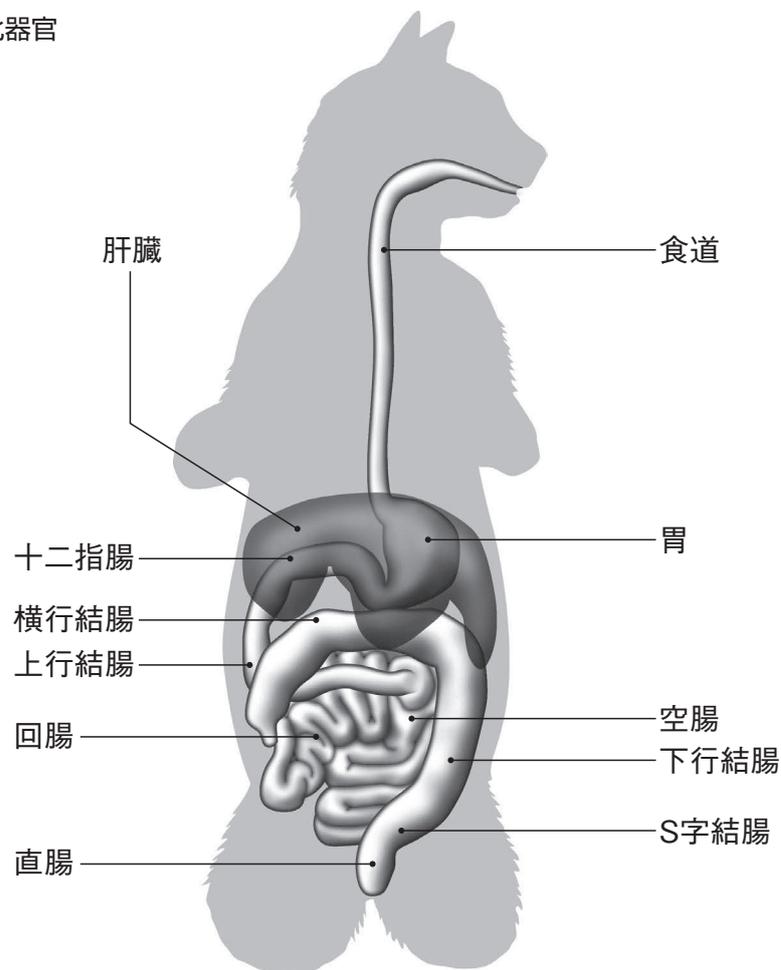
①猫の消化器官は肉食動物のもの

猫の祖先は肉食のヤマネコであり、家畜化された後も肉食のままである。そのため、猫の消化器官は、雑食である人や犬とは異なる特徴を持っている。

一番の違いは、腸管の長さや体長の比率である。猫の場合、小腸は発達しているが大腸が貧弱で、消化管の長さは体長の約4倍程度。雑食や草食の動物と比べると、かなり短いことがわかる（図10）。

このような猫の消化器官は、肉に含まれるタンパク質と脂肪の消化・吸収に最適な構造になっている。ただし、猫には盲腸がほぼ存在しないため、植物性の食べ物に含まれる食物繊維をうまく利用することはできない。

図10 猫の消化器官



出典・参考文献：「イラストでみる猫学」（講談社）

6) 安全性確認

設計段階で準備すべき書類、試験データ、パッケージの表示等が全て揃った状態で、製品化のための安全性確認を必ず実施する事が望ましい。

7) ドライフードの製造工程

ドライフードの製造工程は、メーカー各社が独自の特徴ある製品を製造しているが、基本的には以下の7つの工程となる。

①原材料受入れ

原材料の受入れ検査を行い、定められた規格にあった原材料を使用する。保管は、その原材料に合った適切な保管管理を行い、品質劣化を抑える。

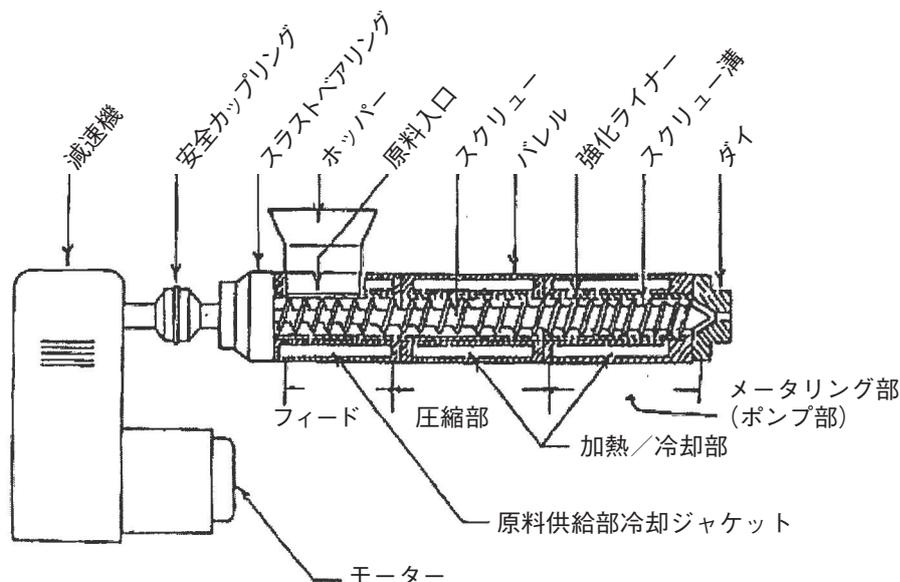
②計量・混合

ペットフードは、毎日同じフードを長期間摂取させる物であり、特に総合栄養食は、それと水だけでペットの健康が維持できるように設計されている。安定してフードを製造していくため、正確な計量と均一な混合を行う必要がある。

③クッキング

ドライフードの製造では、主にクッキングエクストルーダー（図2）を用いることが一般的で、一軸式・二軸式の2種類がある。エクストルーダー加工の最大の目的はでんぷんの α 化（糊化）である。

図2 エクストルーダーの構造（一軸式）



8. ペットフードの表示基準

1) ペットフード安全法による表示義務

ペットフードの表示について、業界では長く、景品表示法に基づくペットフードの表示に関する公正競争規約・施行規則を守ってきた。これらの考え方の一部を引き継ぐ形で、平成20年6月にペットフード安全法が施行され、犬と猫のペットフードに関して、国はペットの健康被害防止の見知から、表示の基準を定め、①名称、②賞味期限、③原材料名、④原産国名、⑤事業者名および住所の記載（図8）を義務付けた。

対象となるのは、主に犬と猫用のペットフードで、スナック類、ガム、生肉、サプリメント、ミネラルウォーターと言ったものも法律の対象内となる。ただし、薬事法で規制されている医薬品や、口に入れるが飲み込まないおもちゃ（またたび、猫草など）は法律の対象外である。

図8 ペットフード安全法に基づく表示例

